年　　月　　日

様式第２号（第１1条関係）

　　　　　　　様

 　　 出　雲　市　長

出雲市地域生活支援事業給付費支給決定通知書

　あなたから申請のありました地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業・地域活動支援センター事業・訪問入浴事業）について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受給者証番号 |  | 支給決定障害者（保護者）氏名 |  |
| 支給決定年月日 |  | 支給決定に係る児童氏名 |  |
| 障がい支援区分 |  | 障がい支援区分の有効期間 |
| 利用者負担上限月額 | 円 | 上限月額の適用期間 |
| 支　給　決　定　内　容 | サービスの種類 | 支援の内容及び支給量 | 有　効　期　間 |
| コミュニケーション支援事業 |  | 時間／日 | からまで |
| 移動支援事業 |  | 回／月 | からまで |
| 身体介護 |
| 日中一時支援事業 |  | 日／月 | からまで |
| 地域活動支援センター事業 |  | 日／月 | からまで |
| 訪問入浴事業 |  | 回／月 | からまで |
| 特記事項 |  |

不服申立て及び取消訴訟

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。